

7.4 STCW 条約の包括的見直し

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)」は、平成7(1995)年に包括的改正を行った後、国際海事機関(IMO)第37回訓練当直基準小委員会(STW37:平成18(2006)年1月開催)において、更なる包括的見直しが必要であるとされ、STW39(平成19(2007)年3月開催)より、見直しの検討作業が続けられてきた。

平成22(2010)年6月にマニラにて開催された締約国会議において最終的な文言が採択され、改正STCW条約として平成24(2012)年1月1日に発効する予定となった(改正内容詳細は、[【資料7-4-1】](#)参照)。

今般の改正により、新たな資格要件(ヒューマンエラー事故防止対策としてのコミュニケーション能力、電子海図等の各種新技術に対応する能力、保安措置に関する能力等)が追加された他、電気技師資格の創設等が為された。

特に最短休息时间については、1日10時間の規定を6時間に削減できるという現行の特例措置が廃止され、更に7日間に於いては77時間(現行は前述規定に従い70時間)に引き上げられた。しかしながら、条件付ではあるが、当該77時間を70時間に削減できる特例措置が認められ、更に7日間のうち2日に限り、休息时间を3回(現行は2回のみ)に分割可能となった結果、出入港・荷役・輻輳海域での当直者増員に対応できる、運用面で実害のない範囲の改正となった。